

会計年度任用職員を募集します

(福祉推進部 障がい福祉課)

職種	障害支援区分認定調査員	
募集人員	7名	
業務内容	<p>障害支援区分の判定等のため、申請のあった本人及び家族・保護者等と面接をし、3障害(身体・知的・精神障害)及び難病等対象者共通の調査項目等について認定調査を行います。</p> <p>○障がいのある方の自宅等での障害支援区分認定調査及び調査票作成等 ○障がい者介護給付等認定審査会の補助業務 ○窓口・電話対応 ○行政事務補助 ○自立支援医療事務補助</p>	
応募資格	<p>① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師(正看護師)、介護福祉士のいずれかの資格を有する者</p> <p>② ①の資格所持者以外で、社会福祉主事任用資格者、ヘルパー資格等を有する者か、障害者福祉施設等で 3 年以上の勤務経験を有する者。障害支援区分認定調査員研修を修了した者</p> <p>※①、②いずれも普通自動車運転免許(AT 限定可)</p>	
任用期間	1会計年度以内(1箇月間は、条件付採用期間となります。)	
勤務日	週 5 日 月～金(土日祝日休み)	
勤務時間	8:30～17:00(1日／7 時間 30 分 週 37.5 時間勤務)	
勤務場所	宜野湾市役所(障がい福祉課)	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大 20 日付与 ※初年度は最大 12 日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大年 6 日)、子の看護休暇(最大年 5 日)、夏季休暇(最大 3 日)、忌引休暇、産前・産後休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	1,700 円 ~ 1,736 円(「応募資格」①に該当する者) 1,593 円 ~ 1,647 円(「応募資格」②に該当する者)	
	報酬支給日 月末締め、翌月 15 日支払い ※期末手当・勤勉手当については、6 月 10 日及び 12 月 10 日支払い	
諸手当	期末手当	年 4.65 月分(6月と 12 月に支給) ※任用期間等により支給対象とならない場合や支給率が上記と異なる場合があります。
	勤勉手当	距離に応じ支給
	通勤手当	
<p>※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。</p>		
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満	

	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・学生でないこと <p>※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。</p>
雇用保険	<p>以下の要件を満たす場合は対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの <p>※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。</p>
労災保険	あり
必要書類	宜野湾市会計年度任用職員申込書(※様式あり)。一般の履歴書でも可。応募資格に関する資格証の写し。
応募方法	上記必要書類を下記問合せ先へ直接持参または郵送にて提出して下さい。
問合せ先	<p>宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課 〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1 098-893-4427(内線 3560・3531) 担当:富・石川</p>
備考	本事業予算は 3 月議会の承認を経て決定されるため、採用内示についてはあくまで内定として取り扱うことをご了承下さい。